

共催講座実施要領

1 目的

広く県民の環境学習を推進するため、環境学習活動を実施している民間団体（以下「団体」という。）との共催により環境学習講座を実施する。

2 共催

公益財団法人 山口県ひとつづくり財団

3 対象団体

下記項目の全てを満たす団体であること。

- (1) 代表者及び組織の運営に関する規定を有し、環境学習又は環境保全活動を行うことを目的としている団体であること。
- (2) 県内に拠点を有し、かつ県内で活動していること。
- (3) 活動歴が1年以上であること。
(ただし、任意団体が法人化した場合は法人化前の活動期間を含む。)
- (4) 政治的、宗教的及び商業的宣伝活動を行わないこと。

4 対象講座

環境学習講座は、各団体が自主的に企画・運営（募集、広報を含む。）することとし、下記事項を満たすものであること。

- (1) フィールドや施設等を活用し、環境への理解、認識を深め、また、環境に配慮した行動を実践する人を育てることを目的とした県民向けの環境学習講座であること。
- (2) 参加費が無料であること。
(ただし、食事、宿泊に係る経費等の実費を徴収する場合を除く。)
- (3) 当該講座の実施について、行政機関等からの金銭的な助成を受けていないこと。
- (4) 政治、宗教及び営利を目的とするものでないこと。
- (5) 特定の者を対象とした講座でないこと。
- (6) 事故時の対応等、十分な安全対策がとられていること。
- (7) 講座の時間は、原則として、1講座につき2時間以上とする。
- (8) 募集人員は、1講座につき、20人以上とする。
- (9) 講座は、1団体につき2講座までとし、当該年度内に実施すること。

5 経費

共催講座に係る経費のうち、外部講師（団体の構成員以外の講師をいう。）に係る謝金・旅費、消耗品等を予算の範囲内で負担する。

6 実施申込

共催講座の実施を希望する団体は、共催講座実施企画書（別紙様式1）を県民学習部環境学習推進センター（以下「センター」という。）に郵送又はFAXにより送付すること。

7 決定通知

センターは、選考委員会で企画書を審査した後、共催の可否を決定し、速やかに共催講座決定通知書（別紙様式2）を申請団体へ送付する。

8 実施報告

講座が終了した場合、申請団体は速やかに共催講座実施報告書（別紙様式3）をセンターに提出すること。

9 その他

- (1) 共催を希望する団体は、講座の内容についてセンターと十分協議し、必要に応じて助言を受けること。
- (2) 本要領は、平成26年4月1日から実施する。